

第二種特定鳥獣管理計画  
ーニホンジカー  
第6期

(令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)

京 都 府

## 目 次

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象区域	1
4	計画策定の目的及び背景	
	(1) 目的	1
	(2) 背景	1
5	シカをとりまく状況	
	(1) 分布状況	1
	(2) 生息状況	2
	(3) 捕獲状況	3
	(4) 被害状況	3
6	これまでの取組みと評価	
	(1) これまでの取組み	4
	(2) 評価と課題	4
7	管理の基本的な考え方	5
8	管理の目標	
	(1) 農作物被害額の半減	5
	(2) 個体数の半減	5
9	目標を達成するための方策	
	(1) 個体群管理	
	① 狩猟による捕獲	5
	② 被害防止捕獲	6
	③ 指定管理鳥獣捕獲等事業	6
	(2) 被害防除	
	① 防護柵等の設置	6
	② 防護柵の維持管理	6
	③ 技術の普及と人材の育成など	7
	(3) 生息環境管理	
	① 生息地管理	7
	② 農地並びに農地及び集落周辺の管理	7
	③ 誘因物の適切な管理	7
10	その他シカの管理を図るための事業を実施するために必要な事項	
	(1) モニタリング等の調査研究	
	① 被害調査	7
	② 生息状況調査	7
	(2) 狩猟者の育成	7
	(3) 捕獲個体の処理及び利活用	
	① 処理	8
	② 利活用	8
	(4) 計画の実施体制	8

## 1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（以下「シカ」という。）

## 2 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 計画の対象区域

京都府全域

（ただし、国指定の冠島・杓島鳥獣保護区（舞鶴市）は除く。）

## 4 計画策定の目的及び背景

### (1) 目的

積極的な捕獲により早期に生息頭数を減少させることで地域個体群を適正に維持するとともに、獣害に強い地域づくりを推進し防除等の取組効果を高め農林業被害や森林生態系被害を減少させることにより、人とシカとの共存を図る。

### (2) 背景

京都府の山地は、薪炭林利用、食料生産を中心に、古くから人間の経済活動が盛んであったことから、集落と野生鳥獣の行動圏を隔てる緩衝帯（バッファゾーン）としての役割を果たしていたものと考えられている。今日、薪炭利用の衰退や耕作放棄地の増加により、シカが集落や農地のすぐ傍らまで出て来やすい環境となった。また、平成6年ごろまでシカの保護政策が取られていた結果、急激に個体数を増やし、農林業被害等が大きな問題となるまでになった。

シカの個体数増加は、農林業被害のみならず、下層植生の食害により森林生態系・生物多様性に大きな影響を与えている。

また、鉄道や自動車との衝突事故などの被害も問題となっており、人との軋轢が強まっている。

## 5 シカをとりまく状況

### (1) 分布状況

市街地を除くほぼ全域に分布している。

なお、分布状況及び個体群の特徴等から、3つの地域個体群に区分されてきたが、生息頭数の増加により分布域が拡大し、相互に重複することによって連続的になっている。

北部個体群：福知山市を中心とする兵庫県内に連続する個体群であり、兵庫県の個体群の影響を受けやすい個体群

中部個体群：京都市北部から南丹市、京丹波町を中心とする個体群であり福井県の嶺南地方及び滋賀県湖西地方、兵庫県丹波地方と連続している可能性が高い個体群

南部個体群：京都盆地以南の個体群であり、奈良県及び三重県の個体群と連続性があるが、中部個体群との連続性は少ないと考えられる個体群

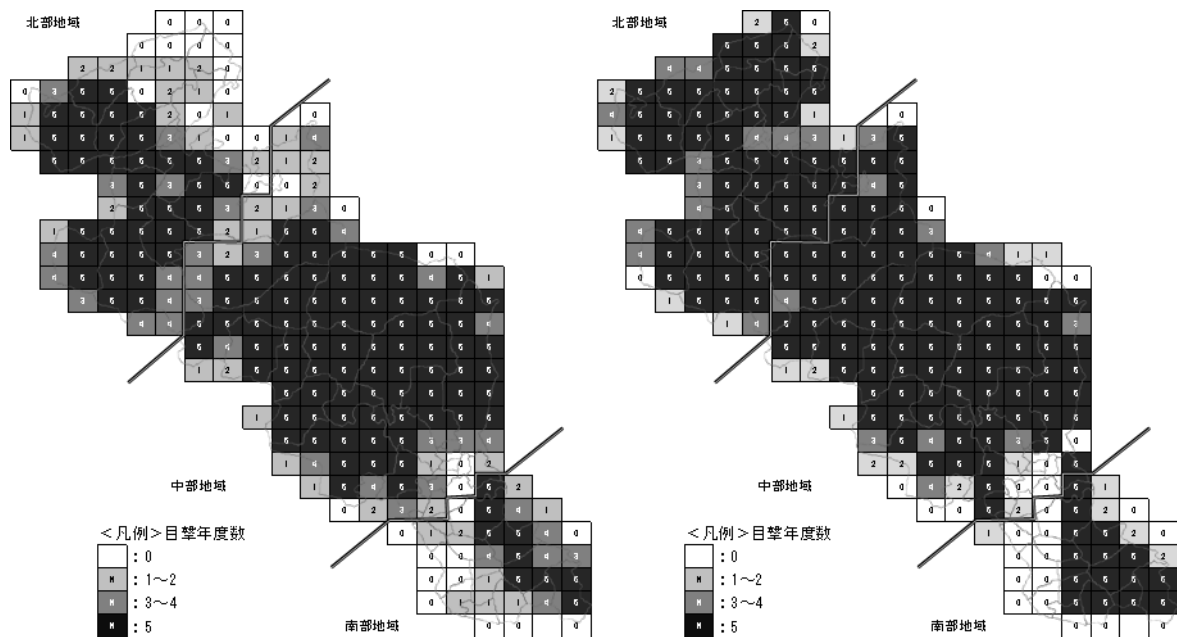


図1 メッシュ別目撃年度数(左図：平成7～11年度、右図：平成26～令和元年度)

## (2) 生息状況

### ① 生息密度指標の推移

京都府内の生息動向を把握するため、糞塊密度等を調査し、生息密度指標としている。生息密度指標は、平成12～14年頃から緩やかに増加傾向を示し、平成20年頃以降はより顕著に増加を示していたが、近年は図2のとおり、令和元年度をピークに減少傾向を示しており、生息頭数が減少し始めてきているのではないかと推察される。

しかしながら、依然生息密度指標が高い状態であるため、最大限の捕獲努力を継続し生息頭数の減少に努める必要がある。

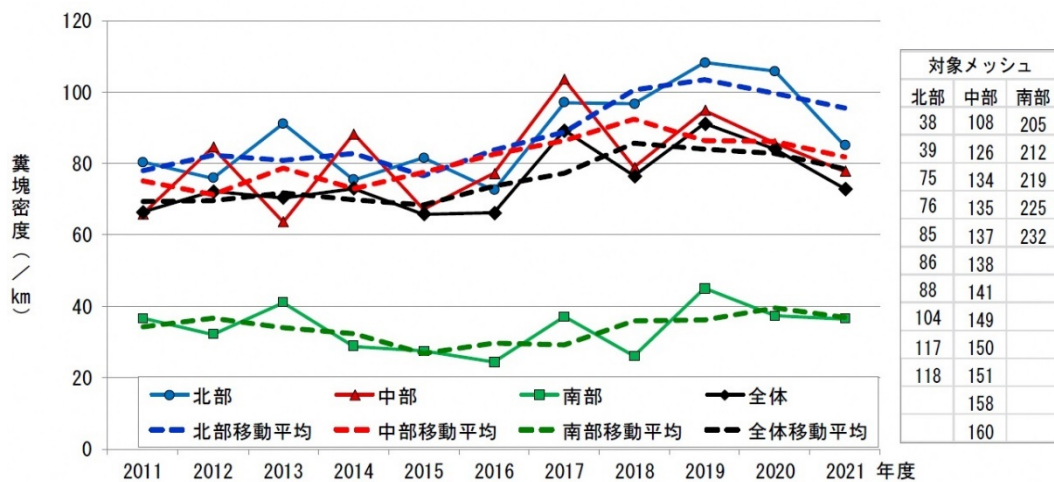


図2 平成23年度からの地域別糞塊密度の推移

### ② 生息数の推定

生息密度指標や捕獲状況等を基に、生息数を推定するためのシミュレーションをしたところ、京都府全体での生息数は、令和2年度で約96,000頭と推定された。

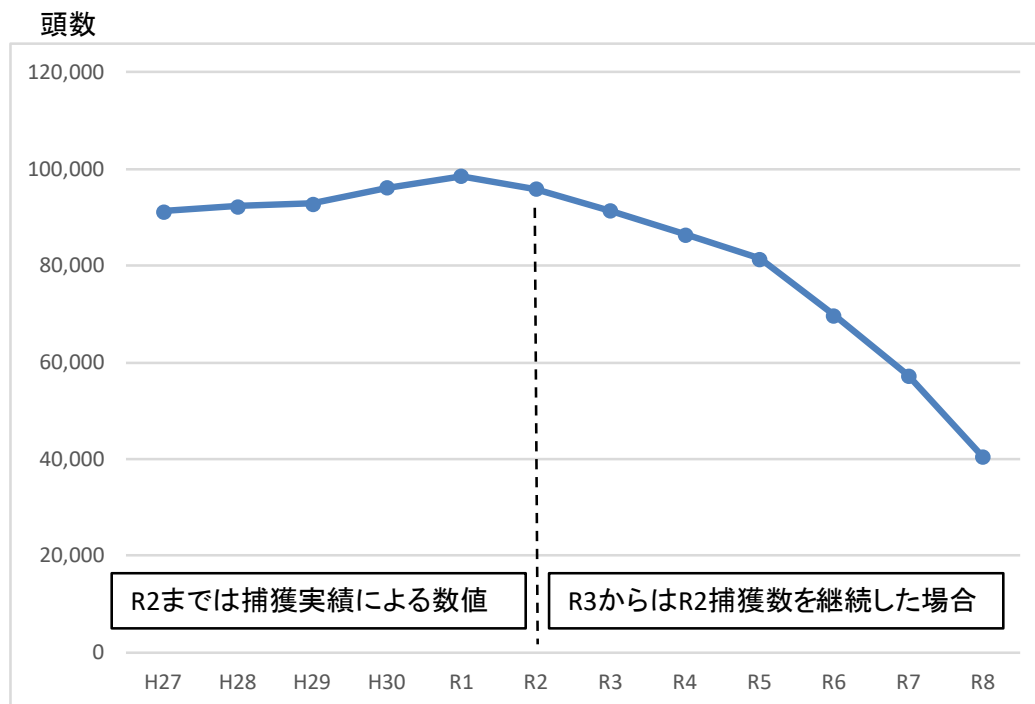


図3 推定生息数のシミュレーション結果

### (3) 捕獲状況

被害防止捕獲や狩猟に対する支援制度等により捕獲は増加傾向にあり、令和2年度には雌雄合計で過去最高の25,066頭（オス10,063頭、メス15,003頭）を捕獲した（目標値：オス11,000頭、メス15,000頭、合計26,000頭）。

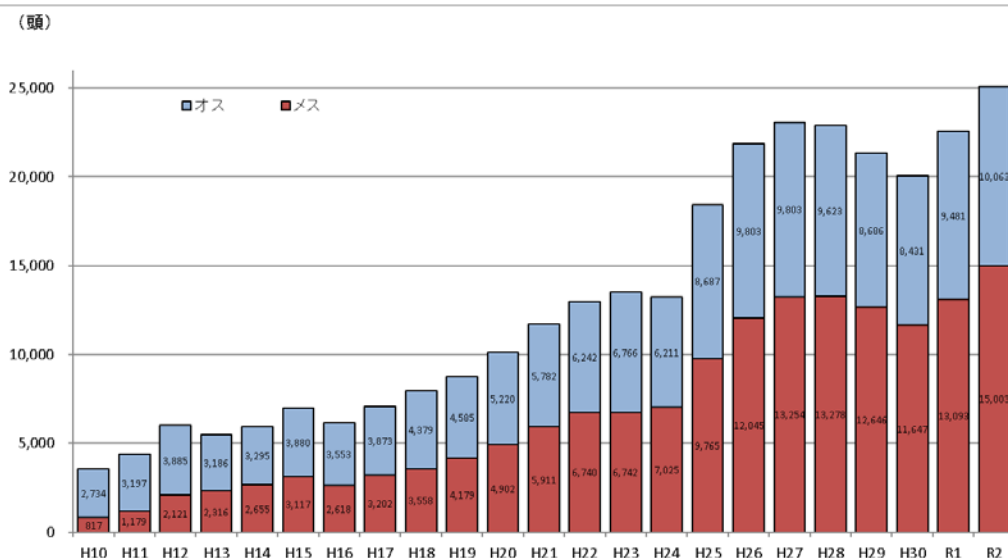


図4 シカ捕獲数の推移（オス・メス別）（平成10～令和2年度）

### (4) 被害状況

シカによる農林業被害面積は、図5のとおり農業は平成16年度に、林業は平成11年度に最大となり以降は減少傾向にあるが、水稻、豆類、野菜に

多く被害が発生している。

被害金額については、図6のとおり農業被害は平成20年度に、林業被害は平成10年度に最大となり、それ以降は減少傾向にある。

さらには、農林業被害だけでなく、林内の下層植生（草本類、ササ等）が食害により衰退しており、生物多様性の保全、希少植物の保全を図っていく観点から生態系被害としても問題となっている。

なお、被害を受けた作物や樹種、林齢によって被害金額は変わるため、被害を受けた面積と金額の推移は一致しない。

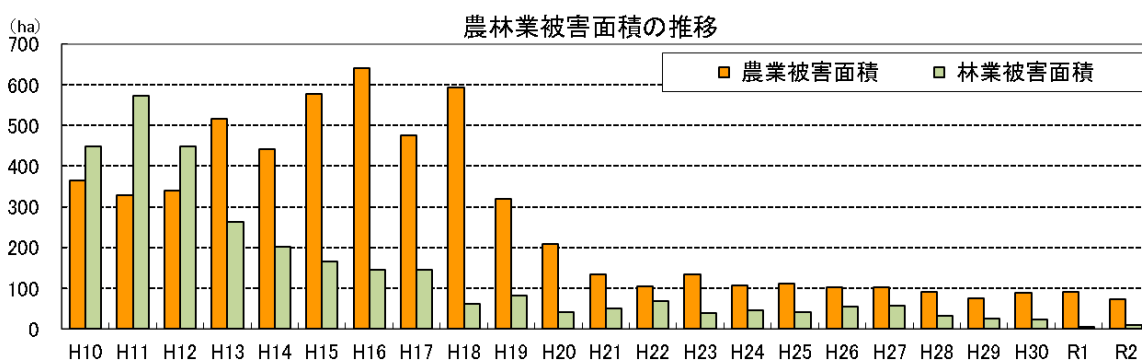


図5 農林業被害面積の推移 (平成10～令和2年度)

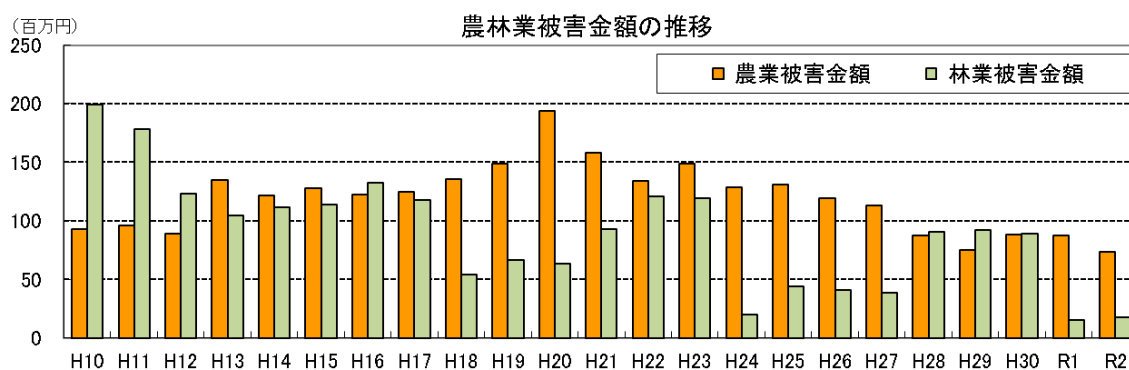


図6 農林業被害金額の推移 (平成10～令和2年度)

## 6 これまでの取組みと評価

### (1) これまでの取組み

シカの生息頭数を早期に減少させるため、捕獲に係る各種補助事業等により支援してきた。特に、平成25年度から、狩猟捕獲に対する府独自の捕獲奨励金支給制度を創設や、被害防止捕獲に対する国交付金（鳥獣被害防止総合対策交付金）事業の活用により捕獲目標の達成を目指した。

また、シカによる農林業被害を減少させるため、防護柵の設置やテープ巻きによる被害防除、農地周辺の刈り払い等による生息地管理を実施してきた。

### (2) 評価と課題

被害防止捕獲や狩猟に対する支援により、捕獲数が年々増加し、令和2年度には捕獲数が平成10年度以降で最多を記録し、目標のメスジカ15,000頭を超える15,003頭を捕獲することができた。捕獲の推進により、シカの糞塊密度に令和元年度から減少傾向が見られた。

防護柵の設置は、国の交付金（鳥獣被害防止総合対策交付金）を活用して

積極的に設置を進めたところ、平成 30 年度に 3,242km を設置し目標を達成した(※)。令和 2 年度末時点では 3,534 km に達しており、耐用年数を超える施設の維持管理が課題となっている。

これらの取り組み等により、農作物被害面積は、平成 27 年度から令和 2 年度にかけて 29% 減少したものの、作物種類別に見ると野菜類・いも類等の被害が減少しているのに対して、水稻被害は増加傾向にある。そのため、防護柵の点検・補修を進めるとともに、防護柵の整備と一体となった捕獲を一層進める必要がある。

(※ 防護柵設置目標延長：平成 30 年度までに 3,200km)

## 7 管理の基本的な考え方

(1) 密度指標等のモニタリング調査により現状を把握し、森林生態に影響を及ぼさない生息密度(3~5頭/km<sup>2</sup>)とすることを将来的な目標とする。

(京都府の森林面積で試算すると、適正生息数約 10,000~17,000 頭)

(2) 農林業被害防止のため、各種補助金等を活用して防護柵等の鳥獣被害防護施設のより一層の拡充をしていく。

(3) 被害の軽減と個体群の保全の両面から、適切な狩猟に関する規制や被害防止捕獲の推進、生息環境管理、森林下層植生の衰退度の把握も含めて被害軽減に必要な対策等を示した「事業実施計画」を年度別に策定する。

## 8 管理の目標

(1) 農作物被害額の半減

シカによる農作物被害を早期に減少させるため、令和 2 年度の被害金額を令和 8 年度までに半減させる。

令和 2 年度被害金額：約 73,000 千円 令和 8 年度目標金額：36,000 千円

(2) 個体数の半減

(1)の目標を達成するために個体数を半減させる。そのために必要な捕獲頭数をシミュレーションにより求めたところ、メスジカの捕獲頭数を 15,000 頭/年とし、オスジカ 11,000 頭/年とする。

令和 2 年度生息頭数：約 96,000 頭、令和 8 年度目標生息頭数：48,000 頭

## 9 目標を達成するための方策

(1) 個体群管理

狩猟・被害防止捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業により、積極的なシカの捕獲を推進し個体数を減少させる。

### ① 狩猟による捕獲

生息頭数の減少に効果が高いメスジカの捕獲に対して奨励金を支給する。

狩猟による捕獲圧を高めるため、以下の規制緩和を引き続き実施する。

・ 狩猟期間の延長

狩猟期末を2月15日から1ヶ月延長し、11月15日から3月15日までとする。

- ・くくりわなの直径に関する制限（12cm）を一部地域で解除  
制限解除地域：京都市（北区、左京区及び右京区を除く。）、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

## ② 被害防止捕獲

市町村が実施する被害防止捕獲活動経費への補助により、被害が発生しやすい時期に合わせて計画的に捕獲を実施するとともに、関係各市町村が連携して捕獲を進める広域捕獲を実施する。特に、農作物被害の軽減のため、防護柵の設置箇所を考慮した営農地周辺での捕獲体制の強化や ICT 等の最新技術を活用した捕獲効率の向上に取り組む。

## ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業

指定管理鳥獣捕獲事業実施計画を策定し、生息密度が高く、捕獲が進んでいない地域において、市町村と連携してシカの捕獲を推進する。

## (2) 被害防除

被害地域の地形に合った防護柵の設置、ICT 等を活用した維持管理の負担軽減及び道路等からの侵入防止新技術導入を推進し、それらを適正に維持管理することで高い防除効果を発揮するよう努める。なお、既設防護柵の耐用年数が経過して更新等をする場合は、これまでの被害状況等を検討した上で効果的な設置位置や防護柵の種類を検討する。

### ① 防護柵等の設置

複数の農地を囲うことや集落全体を囲うことなど、効果的な設置場所と維持管理の方法等を検討し、地域の合意を形成した上で設置することが望ましい。なお、防護柵の設置箇所においては、捕獲檻などを一体的に整備し、被害防除効果を高めるようにする。

また、植林地における防護柵の効果的な設置や、造林木へのテープ巻きにより食害やツノ研ぎ等による被害を防止する。

### ② 防護柵の維持管理

効果的な維持管理のためタスクチームにより作成した「防除柵（金網）の侵入危険箇所と侵入防止の手引き」により適切な設置及び維持管理の普及を図る。

防護柵の侵入防止効果を発揮するためには、普段から適切に維持管理を行う必要がある。

特に、作付期や収穫期は被害が発生するため、防護柵の維持管理に注意する必要がある。しかしながら、農作業等の繁忙期でもあるため、地域ぐるみで取り組みを行うなど、事前に役割分担を合意形成していくことが望ましい。



植林地等に設置した防護柵についても、降雪対策や、倒木等による破損箇所の早期補修により、侵入防止効果が十分に得られるよう努める。

### ③ 技術の普及と人材の育成など

適切な防護柵の設置や維持管理方法、補助事業の活用などについて、野生鳥獣被害対策チームによる普及活動を実施するとともに、地域における指導的な人材の育成・確保に努める。

## (3) 生息環境管理

### ① 生息地管理

森林は、シカだけでなく野生鳥獣全体の生息地域でもあるため、生物多様性の保全を十分考慮し、広葉樹林への樹種転換や里山での間伐などを実施する。

### ② 農地並びに農地及び集落周辺の管理

農地は人間の生産活動を優先させる地域として位置付け、シカをできる限り排除する。また、農地及び集落周辺については、シカの生息域と人の生活圏の緩衝地帯（バッファゾーン）として、シカが定着しにくい環境を作り出すことを基本とする。

### ③ 誘引物の適切な管理

生ゴミや放棄果実、農地に放置したクズ野菜、水稻のひこばえなどの存在はシカを人の生活圏に呼び寄せる誘引物（エサ）となるため、容易にエサにありつけないよう適切に処分するよう努める。

## 10 その他シカの管理を図るための事業を実施するために必要な事項

### (1) モニタリング等の調査研究

#### ① 被害調査

- ・ 農林業被害調査 : 農業生産部局が実施する、実損被害面積等の聞き取り調査により被害状況を把握する。また、農業共済の被害データも活用する。
- ・ 林業被害現地調査 : 林業被害調査を継続して実施するとともに、下層植生への食害が激しい地域は生態系への影響も含め調査を行う。

#### ② 生息状況調査

- ・ 糞塊密度調査 : 指標となる場所について、糞塊密度調査を実施し、年次変化を把握する。
- ・ 出猟カレンダー調査 : 狩猟者の協力の下に出猟カレンダー調査を実施し、分布域及び生息密度の年次変化を調査する。

### (2) 狩猟者の育成

狩猟セミナー等の開催による新たな担い手の掘り起こしにより若手のわな

の狩猟者を増加させ、令和8年度に狩猟者登録件数 3,000 件を目指すとともに、新規狩猟者への熟練狩猟者によるインターンマイスター制度を活用した銃猟及びわな猟の実地技能講習を開催し、狩猟者・被害防止捕獲班員の早期育成に努める。

### (3) 捕獲個体の処理及び利活用

#### ① 処理

捕獲の増加に伴い、被害防止捕獲班員等にとって捕獲個体の埋設処分が負担となっている。また、捕獲個体を大量に埋設することは環境へも負荷を与えるため、捕獲個体の減容化及び焼却による処分に係る費用について支援する。

#### ② 利活用

捕獲されたシカを資源として有効に活用し、地域振興等に資するため、捕獲個体の食肉等としての利活用を推進する。

### (4) 計画の実施体制

生息及び被害状況や捕獲状況を適切に把握し、毎年モニタリングにより本計画に基づいた年度別の事業実施計画を市町村と連携して作成する。また、計画の効果やモニタリングの結果については、その後の計画にフィードバックする体制を確立し、必要があれば本計画を見直し適切な対策を実施する。